

せいねんこうけんせいど　おや　こ　のこ　め　み　　ざいさん
成年後見制度は親が子に残す目に見えない財産です。

成年後見制度の目的

成年後見制度は精神上の障害（認知症、精神障害、知的障害等）により判断能力が十分でない方のために家庭裁判所により援助者をつけてもらう制度です。

またこの制度は精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーションの理念を趣旨としています。

ほうていこうけんせいど　りよう
法定後見制度の利用

☆親等が成年後見人等になってこの制度を利用しておくと、親亡き後は成年後見人が欠け、補充の選任の申し立てを行う人がいない場合は、家庭裁判所が職権によって次の成年後見人等を選任します。これは家庭裁判所が本人は成年後見人等が必要であると決定しているからです。

☆預貯金口座の開設（解約）や相続財産の分割・放棄などの法律行為は、本人の判断能力が不十分な場合は成年後見制度（法定後見）を利用する必要があります。

☆地域で普通の生活を送るためには、同意権・取消権・代理権をもつ成年後見人等が選任されていることがとても大事なことです

成年後見制度を利用すると……

例 判断能力が低下すると介護保険や支援費制度におけるサービスや施設との契約ができなくなります。また言葉巧みに勧められて不必要的高額商品を購入してしまうことがあります。このような場合、成年後見人は財産管理と身上監護の両面から本人に代わり法的に法的保護を図り、権利を守る制度です。

おや なき あと こ しょうらい しんばい おや げんき
親が亡き後、子の将来が心配だが、親が元気なうちに
こ ばあい
子のめんどうをみたいという場合について（1）

にんいこうけんせいど りょう
任意後見制度の利用

☆親が元気なうちに任意後見制度を利用して、親の老後の財産管理について任意後見契約を締結しておくと、親の老後や亡くなった後に子の保護やそのための財産管理等についてあらかじめ決めておくことができます。

☆親の判断能力が不十分な状態になった時、任意後見人は親とともに子の保護を行うことになります。

☆任意後見受任者が親の健全な間に、利用者本人や家族と知り合い、信頼関係を築く時間がもてます。特に第三者が任意後見受任者になる場合は、親が子に抱いている気持ちや考え方を理解し、親の相談相手になることもできます。子の意思表示の方法や内容・性格・嗜好などを理解することができます。

★親が任意後見制度を利用する場合、任意後見受任者は子の後見人ではないため、子に対する同意権・取消権及び代理権は持っていないので、できることが限られます。

例 親の死亡後の事務について（1）

親一人、知的障害者をもつ子一人の家族のケースをモデルにします。
親に任意後見人がついていても、死後の事務については任意後見人の役割とはなりません。親（委任者）の死亡により、任意後見人の権限は終了します。
(民法653条)

おや なきあと こ しょうらい しんぱい おや げんき
親が亡き後、子の将来が心配だが、親が元気なうちは
こ ばあい
子のめんどうをみたいという場合について（2）

ふくすうこうけん
複数後見について

新しい成年後見制度では、複数後見制度（民法第842条）が設けされました。

親なき後に、兄弟姉妹内の一人が成年後見人等の役割をもつことを前提に当面は親と兄弟姉妹の一人が複数後見を行うという方法が考えられます。また兄弟姉妹にはそれぞれ家族があるので、成年後見人は第三者の方がよいと考えられる場合には、親と第三者とによる複数後見は適切な方法と考えられ、親なき後の問題についての解決策のひとつと言えます。

☆複数後見の良い点は、親が健全な間に第三者後見人が利用者本人や家族と知り合い、信頼関係を構築する時間がもてることです。親の子に対する気持ちや考え方を理解し、親の相談相手になることもできるということです。

★複数後見の問題点としては、親と第三者との間は権限と役割について、取り決めが難しいことです。一般的な複数後見においては、財産管理には弁護士または司法書士があたり、身上監護には社会福祉士があたる等、両者間の権限をそれぞれ取り決めます。

例 親の死亡後の事務について（2）

親一人、知的障害者をもつ子一人の家族のケースをモデルにします。

死亡の届出、通夜・葬儀の手配、納骨、供養等の死後の事務を託すために親が公正証書を作成し、その遺言執行者に任意後見人を指名しておく方法があります。遺言執行者は、死後の事務とともに親から子へ遺産相続等必要な手続きをとります。

しえんひ けいやく せいど せいねん こうけんせいど かか
支援費（契約）制度と成年後見制度の関わりについて

平成15年度から措置制度から支援費制度に移行し、本人とサービス提供者との「契約制度」になりました。しかし、知的能力にハンディがある本人にとって対等な契約を行えるでしょうか。

成年後見制度は本人の財産を守ったり、介護・医療等の契約を行い、その人の立場にたってその人らしい暮らしが出来るよう契約の判断を支援する制度です。

成年後見制度一覧

	ほじよるいきい 補助類型	ほさるいきい 保佐類型	こうけんるいきい 後見類型
ほんにん しえん ひと 本人を支援する人	ほじよにん 補助人	ほさにん 保佐人	こうけんにん 後見人
どういけんとりけいん 同意権・取消権	補助人 本人がして欲しいと申し出た法律行為のみ	保佐人 民法12条1項に定められた9つの行為すべて	
だいりけん 代理権	本人が希望すれば、 補助人 本人がして欲しいと申し出た法律行為のみ	本人が希望すれば、 保佐人 本人がして欲しいと申し出た法律行為のみ	後見人 生活や健康管理について必要な法律行為（日常生活に関する行為は除く）

同意・取消権……法律行為などは本人が行います。ただし、本人が行った行為を支援する人（補助人、保佐人、後見人）が認める必要があります。本人が行った行為が本人に不利になるような場合は、支援する人（補助人・保佐人）はその行為を取り消すことが出来ます。（行為を行った後でも、何ヶ月後であっても取り消せます。）

代理人……法律行為などは、本人を支援する人（補助人、保佐人、後見人）が行います。
民法12条1項に定める9つの行為

- ①元本の領収や利用
- ②借財や保証
- ③動産など重要な財産に関する行為（支援費サービス利用契約等を含む）
- ④訴訟行為
- ⑤贈与、和解、仲裁契約
- ⑥相続の承認や放棄
- ⑦贈与、遺贈の拒否など
- ⑧新築、改築、増築または大修繕
- ⑨民法第602条に定められた期間をこえての賃貸借の行為

法定後見等申立の流れ

① 事前準備

費用・期間

●本人の判断能力、日常生活、経済状況の把握	相続、療養看護、財産等の状況がわかるもの(財産目録、收支予定表等)を用意	
●後見人等の選任の目的と内容の検討	類型、代理権、同意、取消権の範囲等	
●申立者の検討	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等	
●後見人等候補者の検討	戸籍謄本、住民票、身分証明書、成年後見等登記事項証明書、親族の同意書	登記事項証明書1,000円 以外は各数百円程度
●診断書の手記	かかりつけ医でも可、裁判所の書式尚可	5,000円程度～
●戸籍謄本等の手配	申立人戸籍謄本、本人：戸籍謄本・付票、成年後見等登記事項証明書	

② 後見開始等の審判の申立

●申立書及び付票の記入	本人の生活の本拠地を管轄する家庭裁判所へ	800円	
●代理権、同意権、取消権付与の申立 (必要なら同時に行なう)			
●審判前の財産保全処分の申立 (必要なら同時に行なう)			
●登記印紙、郵便切手等の準備	4,000円/3,240円 ～4,700円		

③ 調査・鑑定・審問

3ヶ月～6ヶ月

●家庭裁判所(調査官)の事情聴取	(1～2ヶ月)3～10万
●補足資料の提出	

④ 審 判

- 関係者への郵便による通知(告知)

⑤ 即時抗告

2週間以内

●不服がある場合は抗告不可能	後見人等の選任については抗告できない
----------------	--------------------

⑥ 登 記

1～2週間

- 審判開始後家庭裁判所から東京法務局へ登記手続き

⑦ 成人後見人等の活動開始

●登記事項証明書の入手により対外的活動可能	後見人等の活動経費は本人の財産から支出	個人による
	後見人等の報酬は家庭裁判所が決定、事後支払い	

こうけん　う　ひと　せいやく
後見を受ける人の制約について

新しい成年後見制度で、「自己決定の尊重」という観点から、補助類型または保佐類型については、本人を保護するために次のような制約がでてきます。

☆補助人または保佐人に対し、同意権・取消権が付与されている範囲の法律行為については、補助人または保佐人によって取り消されることがあります。個別の案件について、本人と補助人または保佐人の取消権の行使を阻むことができます。

☆補助人または保佐人に対し、代理権が付与されている範囲の法律行為については、補助人または保佐人が代理権をもちます。この場合、本人自ら法律行為をすることができるということです。が、本人の保護の観点から、補助人または保佐人が金融機関の窓口や契約の相手先に登記事項証明書を提示して代理権を行使する場合には、本人による法律行為は制約を受けることもあります。

☆補助類型または保佐類型については、本人は選挙権をもちます。後見類型の場合、本人に選挙権はありません。（公職選挙法第11条）

☆新しい成年後見制度においては、新設の補助類型については一切の欠格事項の対象とはなりません。保佐類型または後見類型については、団体役員等の就任に際して資格要件が定められている場合には、欠格事項の有無に関わらず、就任できないことがあります。

※従来の禁治産・準禁治産の制度においては、多くの資格制限がありますが、新しい成年後見制度においては、ノーマライゼーションの理念にもとづき、欠格事項の見直しが図られてきました。

もうしたて 申立について

もうしたて ひと ☆申立ができる人

本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、市町村長、事情をよく知っている家族などが望ましい

(補助類型の場合、本人以外が申立をする場合は本人の同意が必要)

もうしたて しょるい (1) 申立の書類

	種類	ページ
1	もうしたてしょ 申立書	37ページ
2	もうしたてしょふひょう 申立書付票	61ページ
3	こうけんにんこうほしやしんじょうしょ こうほしや しんぞく ばあい 後見人候補者身上書（候補者が親族の場合の）	65ページ
4	ざいさんもくろく てんぶしょるい ふどうさんとうきほとうほん こていしさんしょうめい 財産目録（添付書類：不動産登記簿謄本、固定資産評価証明、 つうちょう うつ ねんきんしょうしょ うつ など ひつよう 通帳の写し、年金証書の写し等が必要）	61ページ
5	しゅうしょていひょう 收支予定表	61ページ
6	ほんにん どういしょ ほさかいし ほじょかい ほんにんいがい もうしたて ばあい 本人の同意書（保佐開始、補助開始して本人以外の申立の場合）	
7	ほんにん かそく どういしょ こうけんにんこうほしや どうい ばあい 本人の家族の同意書（後見人候補者に同意している場合）	

☆3～7は家庭裁判所で手続きの迅速化を図るために協力を依頼しているもの

(2) 本人についての書類

	種類	ページ
1	こせきとうほん 戸籍謄本	
2	こせき ふひょう ほんせきち きさい じゅうみんひょう 戸籍の付票または本籍地の記載のある住民票	
3	しんだんしょ しゅじい しょうかいしょ 診断書（☆主治医への照会書）	56ページ
4	せいねんこうけん かん とうきじこうしょうめいしょ とうき しょうめいしょ 成年後見に関する登記事項証明書 (登記されていないこと証明書)	68ページ～
5	いにんじょう 委任状	73ページ

(3) 申立人についての書類

	種類	ページ
1	こせきとうほん 戸籍謄本	

(4) 成年後見人等候補者についての書類

	種類	ページ
1	こせきとうほん 戸籍謄本	
2	じゅうみんひょう 住民票	
3	みぶんしょうめいしょ 身分証明書	
4	せいねんこうけん かん どうきじこうしょうめいしょ どうき しょうめいしょ 成年後見に関する登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	49ページ～ 54ページ
5	だいりけんもくろく ほさかいし ほじょかいし だいりけんふよ もと ばあい 代理権目録（保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合）	47ページ
6	どういけんこういもくろく 同意権行為目録 ほさかいし ほじょかいし どうい よう こうい さだ もと ばあい (保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)	47ページ
7	とりけしけんこういもくろく 取消権行為目録 ほさかいし ほじょかいし どうい よう こうい さだ もと ばあい (保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)	47ページ

☆上記の書類は本籍地の市町村役場で入手できます。郵便でも受付しています。

☆主治医の照会書……家庭裁判所で手続きの迅速化を図るために協力を依頼している
ものです。

☆関係する者が同一の戸籍にあるときは同じ戸籍を重ねて入手する必要はありません。

☆本人以外の配偶者や四親等内の親族が、成年後見に関する登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を申請する場合は、法務局へ添付する戸籍謄本または抄本が必要となります。

☆戸籍謄本、戸籍の附票、身分証明書の交付を請求する時、本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母以外の親族が請求する場合は、使用目的が正当な理由に該当する場合に限られるため、「使用目的と提出先」を具体的に記入する必要があります。また親族以外の代理人が請求する場合は代理人選任届（委任状）が必要です。

☆同様に住民票は、本人・本人と同一世帯の者以外の親族等の代理人が請求する場合、「使用目的と提出先」を具体的に記入する必要があり、また代理人選任届（委任状）が必要となります。

(5) 印紙、切手

	種類	金額	内 容	備 考
1	収入印紙	800円	<ul style="list-style-type: none"> ○審判の手数料 ○郵便局等 ○申立て1件につき 800円 	
2	登記印紙	4,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○東京法務局に登記をする手数料 ○郵便局本局、家庭裁判所、最寄の郵便局、各法務局構内または隣接の収入印紙売場 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見に関する登記事項証明書を東京法務局に交付を申請する場合 • 登記されていないことの証明書 1通 500円
3	郵便切手	3,240円 内訳 1,040円切手 × 1組 500円切手 × 1枚 80円切手 × 20枚 10円切手 × 10枚	例：青森家裁弘前支部の場合 申立をする家裁によつて金額が違います。指示通り準備してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所からの連絡用 ○郵便局等 ○未使用のものは審判終了後返却される 	<ul style="list-style-type: none"> ○謄本等を市町村役場に郵便で請求する場合は80円×2枚 ○成年後見に関する登記事項証明書を東京法務局に郵便で交付申請する場合 80円×2枚

もうしたてひよう かんていひよう ほうしゅう
申立費用・鑑定費用・報酬について

☆法定後見の審判申立手続きにかかる費用……1万円～2万円程度

	必要なもの	金額	内容
1	収入印紙	800円	郵便局等で購入
2	登記印紙	4,000円	家庭裁判所等で購入
3	郵便切手	3,240円（弘前家裁） 4,700円（青森家裁）	申立をする受理する家庭裁判所によって、切手の件種別枚数やトータル金額が異なりますので、問い合わせてください。
4	診断書	5,000円～	個人によります。

☆この他戸籍謄本発行手数料等がかかります。

かんていひよう
鑑定費用

	内容	金額
1	鑑定費用	3万～10万円 個人によります。

★この費用は申立人が負担します。

★本人に求償することができます。手続きについては申立時に家庭裁判所と相談の上、手続きをとることになります。

せいねんこうけんにん ほうしゅう
成年後見人の報酬について

☆利用者本人の資力と後見事務の内容に基づいて家庭裁判所が決めます。

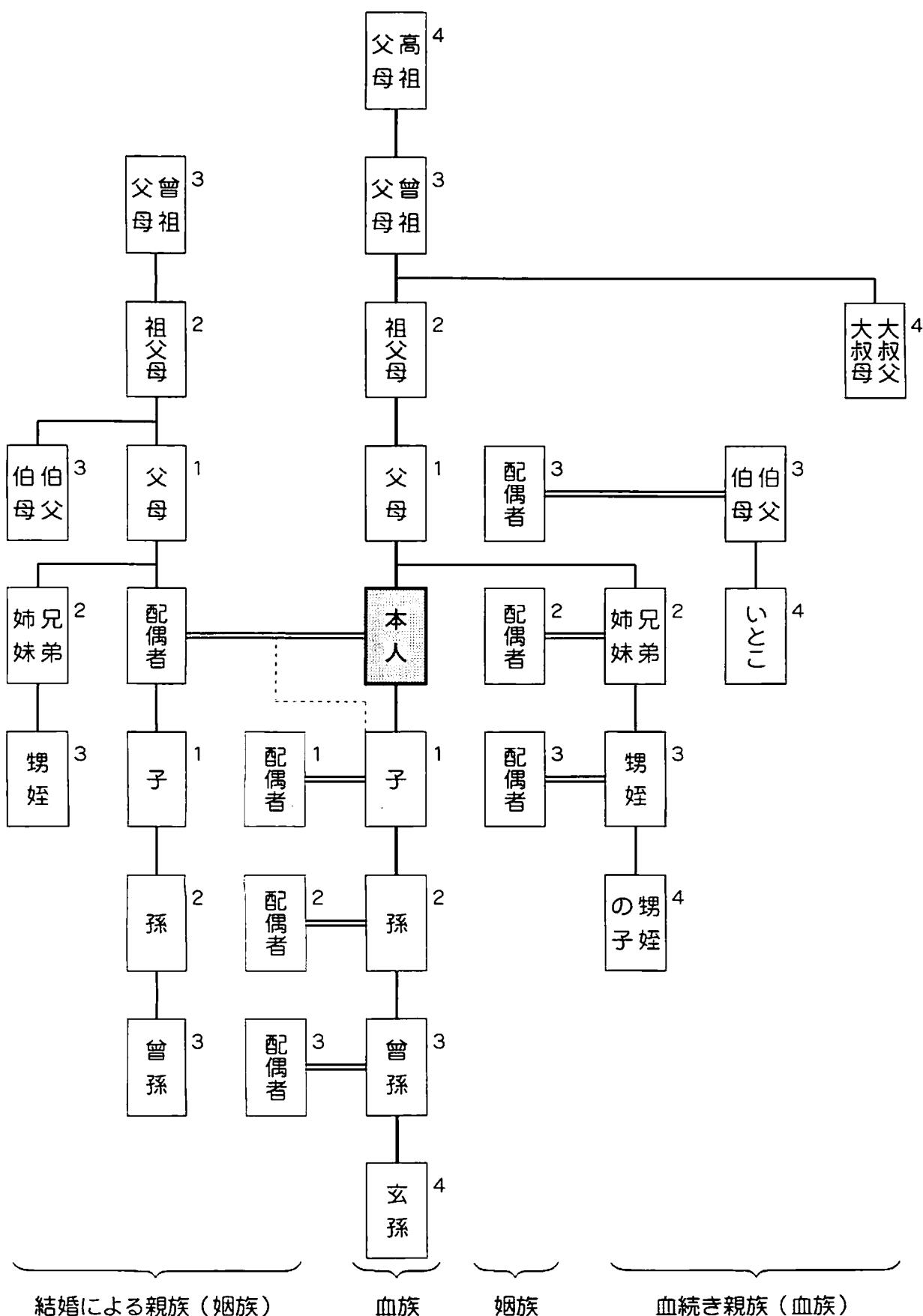
☆家庭裁判所は成年後見人に対し、原則として年に1回、成年後見等事務報告書、財産目録等の提出を求めて成年後見人等の監督を行います。（P74～P85参照）その後成年後見人等からの報酬付与の審判申立に基づいて報酬付与の決定を行います。

☆親族についても報酬付与の審判申立を行えば報酬は付与されます。

☆報酬付与の申立を行わない場合は無報酬となります。

四親等内の親族

親族の範囲 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法第725条）



かんていしょ 鑑定書について

後見類型・保佐類型は原則として鑑定が必要です。鑑定の依頼は家庭裁判所で行います。

短期間に、低額な費用で鑑定をしてもらうには、診断書と同様にかかりつけ医（主治医）がよいと思われますので、事前に裁判所の照会書等を利用して鑑定を引き受けることの了解を取り付けることが最善だと思われます。

鑑定期間は青森県の場合は全体の93%が2ヶ月以内、鑑定費用は全体の約89%が5万円以下となっています。（巻末 資料参照）

☆家庭裁判所に申立を行った後、家庭裁判所調査官による事実の調査があります。その後、裁判所から「精神鑑定をするので、鑑定費用10万円を予納してください」という連絡があります。

**ほじょるいきい
補助類型**……対象となるのは「利害得失を判断、理解する能力が十分でない人」です。目安は療育手帳Bの人です。

**ほさるいきい
保佐類型**……対象となるのは「利害得失を判断、理解する能力が著しく不十分な人」です。目安は療育手帳でAもしくはBの人です。

**こうけんるいきい
後見類型**……対象となるのは「利害得失を判断、理解する能力を欠くのが通常の状態にある人」です。後見類型を利用すると「日常生活に関する行為」を除いて、本人は全面的に行為能力が制限され、公職選挙権がなくなります。

せいしんかんてい 精神鑑定

家庭裁判所では、後見（保佐）開始の審判をするためには、明らかにその必要がないと認められた場合を除いて本人の精神の状況について医師に鑑定を依頼します。なお補助開始の審判をするためには鑑定を行うことが要件となっておらず、申立書に添付された診断書があれば足りることになっています。ただし補助においても判断能力の判定が困難な事案など必要がある場合には鑑定が行われることもあります。

せいねんこうけんにん こうほしゃ
成年後見人（候補者）について

成年後見人等は家庭裁判所が選任します。成年後見人等は、本人に対し権限をもち保護する立場にあるため、欠格事由（なれない条件）はありますが、特に資格は必要とされません。

家庭裁判所が考慮するのは次のことです。

- ☆本人の心身の状態、生活や財産の状況
- ☆成年後見人等になる者の職業、経歴（法人の場合は、その事業の種類、内容）
- ☆成年後見人等になる者と本人との利害関係（法人の場合は、その法人及び代表者と本人の利害関係）
- ☆本人の意見
- ☆その他一切の事情

★成年後見人等には複数の者が選任されることもあります。また一人の者が複数人の成年後見人になることもあります。

せいねんこうけんにんなど けっかくじこう みんぱうだい じょう
成年後見人等の欠格事項（民法第847条）

- ☆未成年者
- ☆家庭裁判所によって免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
- ☆破産者
- ☆成年後見人等に対して訴訟をしている者、訴訟をしたことがある者、その配偶者、直系血族者
- ☆行方不明者

**「日常生活に関する行為」とされる行為
(成年後見人が取り消しできない行為)**

※取消権の対象から除外されます。

- | | | |
|---------------------|------------|--------------|
| ①食料の購入 | ②通常の衣料品の購入 | ③医療費、薬品代の支払い |
| ④家庭雑貨の購入 | ⑤郵便料金の支払い | |
| ⑥電車、バス、タクシーの利用料の支払い | | ⑦若干の娯楽への支払い |

りえきそうはん
利益相反について

利益相反とは、兄弟姉妹間で親からの遺産相続をめぐって、お互いに利益が相反する関係に立つという場合をいいます。兄弟姉妹のどちらか一方が本人（成年被後見人等）で、他のものが成年後見人になる場合には、利益相反の関係が問題になります。（民法第860条）。このような場合は家庭裁判所が個々の審判において利益相反の関係にあるのかどうかを判断します。

☆施設の職員はサービス提供事業者である施設に雇用されていますから、利用者とは利益相反の関係にあります。施設職員は客観的に施設の利益の側に立つことになり、本人の立場の代弁や苦情申立を行うことには不都合が生じます。

☆利用者に介護サービスを提供する事業者に所属する介護支援専門員は、利用者本人とは利益相反の関係に立ちます。介護支援専門員は、多くの場合介護サービスを提供する事業者に所属する者で、ケアプランの作成等では本人の立場を最大限に尊重する責務を負うものの、本人の立場の代弁や苦情申立を行うことができません。

りえきそうはん もんだい かいつけ ほうほう
利益相反の問題を解決する法

次のような対応で利益相反の問題を解決することができます。

- ①成年後見人と成年被後見人との利益相反事項については、特別代理人の申立てをします。（民法第860条）
- ②保佐人および補助人については、臨時保佐人、臨時補助人の申立てをします。（民法第876条の2第3項、第876条の7第3項）
- ③成年後見監督人等の選任を申立てることによって、利益相反の問題を解決する方法もあります。（民法第851条、第860条）

さいさんかんり
財産管理について

財産管理とは、本人の財産を包括的に管理し、より望ましい生活を確保するために行われる財産の保全、利用、改良および処分をいいます。

成年後見制度における「財産管理」は本人に属する財産の管理を目的とする行為で、対象になる財産は、不動産、動産、債権、債務等があります。財産管理はその目的に従って、保全、利用、改良、処分の全てを含みます。

具体的には不動産の売買、賃貸借契約の締結・解除、担保権の設定・解除、預貯金の出し入れ、地代・家賃の支払い・受領、年金等給付金の請求・受領、保険料・公共料金の支払い、財産分割、遺留分減殺請求など多岐にわたります。

☆財産の保全……財産を現状維持するための全ての行為。屋根、外壁の修理や債権の管理行為を含む。

☆財産の利用……所有アパートを自らの居住として利用する等、財産を現状のまま利用する行為であり、原状回復が容易であることが条件。

☆財産の改良……戸建ての住宅を協同住宅にしたり、モルタルの外壁をコンクリートブロックや鉄筋コンクリート造りにしたりして、価値を高める行為。

☆財産の処分……財不動産の売却・担保提供等で原状回復が困難な状態にしたり、建物の取り壊しなど価値を減ずる行為。

「日常生活に関する行為」とされない行為
(成年後見人が取り消しできる行為)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| ①借財（少額も含む） | ②高額な電化製品の購入 | ③カードによる購入 |
| ④カード会員の加入行為 | ⑤通信販売での購入 | ⑥訪問販売での購入 |
| ⑦割賦販売での購入 | ⑧電話の勧誘販売 | |

しんじょうかんご　ないよう 身上監護の内容について

「身上監護」とは本人の意思を尊重し、かつ心身の状態及び生活に配慮しながら本人の身上に関する法律行為を行うことで、民法第858条に定める「生活、療養看護」がこれにあたります。

具体的には、本人の生活及び療養看護に関する法律行為のことです。

☆医療に関する事項……………健康診断等の受診・入院等に関する契約の締結、費用支払い等

☆住居の確保に関する事項………入退所に関する契約の締結、支払い等

☆福祉施設に関する事項……………入退所に関する契約の締結、費用の支払い、援助・支援の監視、異議申立等

☆介護・生活の維持に関する事項………契約の締結、費用の支払い等

☆教育・リハビリに関する事項……………契約の締結、費用の支払い等

※本人の心身の状態や生活の状況に関する「見守り」も、身上配慮義務の内容として、成年後見人等の役割が含まれます。

一方で、介護、買い物等の事実行為は含まれません。本人の生活を維持していく上で介護等が必要になる状況は多く、その場合成年後見人等は自ら介護等そのものを行うのではなく、付与された代理権の範囲内で福祉サービス等の契約を結ぶことによって、介護等を手配することになります。

財産管理と身上監護の関連について

財産管理と身上監護は、生活面でどちらも切り離せないので、「財産管理」として把握するのか、「身上監護」として把握するのか判断に迷う場面もあります。しかしそれはふたつを分けることが大事なのではなく、本人の意向にそった生活ができるように配慮することが大切だと言えます。

ひこうけんにん　ざいさん　　しゅつ

被後見人の財産から支出できるものについて

被後見人自身の生活費のほか、被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、被後見人が負っている負債の返済金、後見人がその仕事を行なう上で必要な経費などがあります。

☆被後見人等の生活費……被後見人自身の食費、被服費、医療費等、被後見人の生活に必要な費用

☆配偶者や未成年の子がいて収入がない場合はその生活費
(被後見人に一定の収入や資産がある場合、配偶者や子を扶養するべき義務を負っている)

☆後見人として仕事に必要な経費……後見人が被後見人との面会や金融機関に行くための交通費、被後見人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等。支出の必要性、被後見人の財産の総額等から考えて相当な範囲に限られる。

☆その他……身内や親しい友人の慶弔の香典や祝儀（常識の範囲）
被後見人のための自宅改修や送迎のための自動車の購入など。
(家庭裁判所に相談する)

★債務の返済……被後見人が第三者に対して債務を負っている場合、財産から返済する。

※貸主が金融機関以外の場合で正式な契約書等が残っていない場合は確認が必要なので、返済する前に裁判所へ相談します。

被後見人の財産を配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けることは原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。

だいりけん
代理権について

代理とは…一般に他人が本人のために結んだ契約等にもとづく効果を本人が受けられることがあります。この場合の他人を本人の代理人、代理をすることのできる法律上の地位また資格を代理権といいます。成年後見制度では、代理権をもつ成年後見人等が本人に代わって法律行為を行うことにより、その効果が本人に及びます。

代理権の範囲（任意後見契約の代理権目録より大項目を記載）

- A 財産の管理・保存・処分等に関する事項
- B 金融機関との取引に関する事項
- C 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項
- D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
- E 相続に関する事項
- F 保険に関する事項
- G 証書等の保管及び各種の手続に関する事項
- H 福祉サービス利用契約に関する事項
- I 住居に関する事項
- J 医療に関する事項
- K A～J以外のその他の事項
- L 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関する事項
- M 復代理人・事務代行者に関する事項
- N 以上の各事務に関する事項

だいり　　だいこう　　ちが
代理と代行の違いについて

「代行」とは事実行為を本人に代わって他人が行うことで、「代理」は代理人が本人に代わって意思表示ができるのに対し「代行」では代行者が意思表示できません。従って契約など本人の意思表示を必要とする法律行為は代行者にはできません。

さいばんしょ れんらく
裁判所への連絡について

次のような場合は下記の書類を準備して事前に裁判所へ連絡します。

- ☆転居したとき……………住民票
 - ☆保険金などを受領したとき……入金がわかる通帳の写しなど
 - ☆遺産分割をするとき……………遺産分割協議案など
 - ☆大きな財産を処分するとき……売買契約書など
- (居住用不動産の処分の場合には、別途申立てが必要になります。)
- ☆高額な物品を購入するとき……見積書など
 - ☆債務を返済するとき……………借用書など
 - ☆被後見人が死亡したとき……死亡の記載のある戸籍謄本または死亡診断書
 - ☆後見人が死亡したとき……死亡の記載のある戸籍謄本
- (ご家族等からお知らせください。)

後見終了時にすること（被後見人が死亡したとき）

- 2ヶ月以内にその財産管理をして裁判所に報告し、被後見人の相続人に管理していた財産を引き継がなければなりません。
- ☆被後見人が死亡した場合には、後見自体が終了することになりますので、まず裁判所に被後見人の死亡事実が記載された戸籍謄本を添付して、被後見人が亡くなったことを報告してください。追って裁判所から後見終了時の照会書などが送付され、指示があります。
 - ☆東京法務局民事行政部後見登録課に後見終了登記の申請をしなければなりません。後見登記の申請のためには最寄の法務局で申請用紙を受け取り、必要事項を記載した上、被後見人の死亡事実が記載された戸籍謄本または死亡診断書を添付して、東京法務局民事行政部後見登録課に提出します。直接窓口に提出するほか、郵送して提出することもできますが、その場合は必ず書留郵便によらなくてはなりません。なお終了登記の手数料は無料です。（P72参照）

こうけんかんとく こうけんじむ ほうこく
後見監督（後見事務の報告）について

後見事務の状況について、家庭裁判所では所定の時期に照会書・財産目録及び収支予定表の定型用紙とその記載例が送られてきます。これらの用紙に被後見人の心身の状態や財産管理の状況を記入し、金銭出納帳などの資料を添えて定められた期限までに返送します。

☆（照会に対する）回答書……被後見人の健康状態、住所、入院・入所先の変更などその他重要事項について報告します。さらに遺産分割協議の合意、訴訟の提起、保険金の受領、施設への入所など重要な変動があった場合には資料を添えます。

☆財産目録、収支予定表

☆資料のコピー……資料については原本は手元に保管して、そのコピーを送付します。

(1) 収入及び積極財産に関する資料

①預貯金通帳、定期預金証書

被後見人の財産の状況について裁判所に記録を残すために前回裁判所にコピーを提出した時点以降の記載のあるページの預貯金通帳のコピーを提出します。直近の残高が記載されたものが必要です。

②年金等を受領している場合は払込通知書または支給額決定通知書、保険証書など表面と裏面の証書等は両面をコピーします。

(2) 支出及び消極財産に関する資料

①税金・国民健康保険料・介護保険料等の領収書

②施設費、入院費、治療等の領収書等

（代表的な支出があった月のみの資料で可）

③一口10万円以上の支出があった場合はその資料

④負債を返済した場合はその領収書

(3) 大きな変動があった財産についてはその資料

★これらの報告書や資料等を検討した結果、後見人に資料を追加提出を求められたり、家庭裁判所へ呼ばれて事情を聞かれることもあります。

こうけんにん　じにん
後見人の辞任について

高齢や病気のため後見人の仕事をすることが困難になった場合など正当な事由がある場合は、裁判所の許可を得て後見人を辞任することができます。

後見人は被後見人の保護のため、裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから自由に辞任できることにすると被後見人の利益が損なわれるおそれがあるため、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て辞任することができるとされています。

せいとう　じゅう　みと　れい
正当な事由として認められる例

☆後見人の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合

☆高齢や病気などの理由により後見人として仕事を行うのに支障が生じた場合

☆後見人が破産宣告を受けた場合

☆後見人・後見人の配偶者（妻・夫）・後見人の直系親族（父母・子・祖父母・孫など）が被後見人に対して訴訟を起こした場合

後見人が辞任した場合

他に後見人がいる場合を除いてできる限り速やかに後見人を選ばなければなりません。辞任を申立をした後見人は遅滞なく後任の後見人選任の申立をしなければならないとされています。

被後見人の保護に支障を生じない、できる限り辞任の申立と同時に後任の後見選任の申立をします。

にんいこうけんせいど
任意後見制度について

任意後見制度とは、利用者本人が選んだ人に対し、自己の判断能力が不十分な状態になったときの、生活・療養看護および財産管理に関する代理権を付与することを定める法律です。任意後見契約は、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生することになっています。

☆代理権が付与されることは、法定後見制度と同じですが、同意権・取消権は付与されません。

☆この契約は、公証人の作成する公正証書によって締結されます。

★任意後見監督人が選任される前の受任者を「任意後見受任者」といいます。

★任意後見監督人が選任された後の受任者を「任意後見人」といいます。

☆任意後見契約の利用形態には3つの型があります。

- (1) 移行型……委任契約から任意後見契約へと移行させるもの。
- (2) 即効型……任意後見契約の締結の直後にその契約の効力を発生させるもの。
- (3) 将来型……将来、本人の判断能力が不十分な状態になったときに任意後見契約の効力を発生させるもの。

☆手続きの流れ

公正証書の作成（公証人が作成）

① 本人と任意後見の候補者との双方が公証役場を直接訪問。

※予約が必要。事情によっては一方の当事者だけが説明に行くのも可。

② 公正証書作成に必要な書類

契約を依頼する人→戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書と実印

任意後見の候補者→住民票・印鑑登録証明書と実印

③ 契約内容を説明し公証人に確認してもらう。契約内容のあらましを記述したメモや関係資料（年金関係書類、預貯金通帳等）を持参

④ 公正証書ができるまで数日を要する。期日指定された日に本人及び任意後見の候補者は再度公証役場を訪問し、文書に記載された契約内容を確認の上署名捺印。
これに公証人が署名捺印し、公文書としての公正証書ができあがる。

☆当事者が依頼すると公証人が本人の自宅や入所施設等に赴いて作成することが可能。

☆任意後見契約は公証人の嘱託により、東京法務局の成年後見登記ファイルに登記されます。

ちいきふくしけんりょうこじぎょう
地域福祉権利擁護事業について

地域福祉権利擁護事業とは、判断能力の十分でない認知症高齢者や知的・精神に障害のある方が地域の中で安心して暮らせるようにするために作られた制度です。

☆地域福祉権利擁護事業の窓口は各市町村の社会福祉協議会にあります。

☆地域で生活している認知症高齢者や知的・精神に障害があり、日常生活を送るのに不安や心配がある人が対象になります。地域福祉権利擁護事業を利用するには契約が必要ですので、契約行為を理解できる人でないと対象になりません。

利用できるサービスについて

☆福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービス利用するときまたは福祉サービスをやめたい時に必要な手続きをします。
- ② 福祉サービスを利用したときの利用料を支払う手続きをします。
- ③ 利用した福祉サービスに対して、苦情解決制度等を利用したいときの手続きをします。
- ④ その他

☆日常的金銭管理サービス

- ① 日常生活に必要な金銭を通帳から引き出してくれます。
- ② 家賃の支払いや公共料金の支払いをします。

☆書類等預かりサービス

- ① 基幹的社会福祉協議会等が金融機関の貸金庫を確保し、書類等を預かります。
預けられるもの……預貯金の通帳・銀行印・実印・年金証書・保険証書・権利書・契約書類など

★次のようなことはしてもらえない。

- ① 病気に伴う治療費の支払いや入院の手続きなど
- ② ホームヘルパーで補えるような内容（例えば買い物など）
- ③ 利用者が所有している家賃の解約や持ち物の処分など

★次のようなものは預かってくれません。

- ① 宝石や骨董品
- ② 貴金属など

関連専門職について

弁護士とは

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般的な法律事務を行います。

弁護士は、弁理士及び税理士の行うことができます。

弁護士となるには、日本弁護士連合会の備える弁護士名簿に登録されなくてはなりません。

法律相談センター

弁護士会では、「法律相談」の制度を設けています。30分ごとに5,000円程度の費用が必要となります。この法律相談はあくまで相談で、弁護士が問題解決のために直接動いてくれるわけではありません。相談の結果、必要があれば弁護士会に弁護士を紹介してもらうことができます。

法律相談をするときには、(1)隠し事をしない、(2)相談内容をメモなどで整理していく、(3)関係する書類は全て持っていく、が大切です。この3点に気を付けることで、事実を要領よく適切に伝えることができます。

弁護士が見つかり、相談する日程が決まつたら、(1)すべてを弁護士に打ち明ける、(2)相談内容はメモで整理する、(3)関係するすべての書類を持参する、(4)費用の話はきちんとすると、という点に注意して相談に備えましょう。

弁護士への報酬（民事事件）

弁護士に支払う費用の種類には、「着手金」「報酬金」「日当」「実費」などがあります。

着手金とは、弁護士に事件を依頼した段階で支払うものです。これは事件の結果に関係なく、たとえ不成功に終わったとしても返還されません。

民事事件の着手金は、原則として「事件の対象となる経済的利益の額」（原告側からは請求する、被告側からは請求される額）を基本的に考えられています。

例えば、「貸したお金の返済、売買代金の支払、損害の賠償」といった金銭の支払いの場合は、その請求の金額が基本となります。「土地や物の所有権」が問題になる場合は、その土地や物の時価が基準になります。「子どもの養育費」のように定期的に支払われるときには、全体の7割の額を基本としています。

経済的利益の場合	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超える3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超える3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円以上の場合	2% + 369万円	4% + 738万円

- ・経済的利益が算出できないケース、解雇の無効を確認するなど、は原則として経済的利益を800万円としてみなしています。
- ・この表の金額は標準額であり、事案によって30%の増減額ができます。
- ・示談交渉事件、調停事件は、この金額の3分の2にできます。
- ・着手金の最低額は10万円です。
- ・「離婚」事件についての弁護士費用

協議離婚が難しい場合は、まず調停か示談交渉をすることとなります。これを弁護士に依頼すると、その着手金と報酬は、いずれも20万円から50万円の範囲内の額が基準となります。これで解決できない場合は訴訟となり、これは着手金の追加として15万円から30万円の範囲での金額を払うのが標準的です。

(注1) 各地の弁護士会によってこの範囲で下限額、上限額が異なる場合があります。

(注2) 財産分与、慰謝料などの財産給付がある場合は、別途加算されることがあります。

弁護士の費用が払えない場合には、「財団法人法律扶助協会」が行っている民事法律扶助の制度があります。

法律問題の解決のために法律の専門家のアドバイスや手助けが必要なのに、経済的な理由のため依頼できない……、そんな方のために法律相談を行い、手続費用を立替え、弁護士や司法書士に紹介を行う制度です。

2000年10月には「民事法律扶助法」が施行されました。あらかじめ協会に登録した弁護士の事務所で法律相談を受けられる「相談登録弁護士制度」や、本人訴訟の場合に裁判所提出書類の作成を行い、その費用を立替える「書類作成援助」が新たに加わるなど、国民により身近な制度に生まれ変わりました。

民事法律扶助は、

1. 勝訴の見込みがないとはいえないこと
2. 資力基準を超えないこと
3. 法律扶助の趣旨に適していること

という要件を満たした方が利用できるシステムです。

要件の審査は、協会の各支部審査会が行います。

「勝訴の見込み」は申込者からの事情聴取や事実関係を示す書類などによって判断されます。

「資力基準」は、平成12年度の基準ですと、手取りの月収で、単身者は182,000円以下、2人家族は251,000円以下、3人家族は272,000円以下、4人家族は299,000円以下、以下家族が1人増す毎に、3万円増となっています。なお、東京や大阪などの大都市部では、この基準に10%加算して運用されております。また、これを上回る場合でも、家賃や住宅ローン、医療費などの負担がある場合は考慮されます。申込者は、この基準を満たしているかどうかを、給与証明、納税証明などを提出し、審査を受けることになります。

要件を満たしているとされた場合は、訴訟費用や弁護士費用など裁判や調停に要する費用を立替え、弁護士を紹介します。日本の法律扶助は立替え制であり、援助決定を受けた方は、原則として決定の翌月から、毎月分割で一定の金額を協会に返済していくことになります。

財団法人法律扶助協会では、事件の終了後に払う報酬金についても、支部審査会が支払基準に基づいて決定します。事件の結果、相手方からの金銭的利益がない場合は、報酬金を立替える場合もあります。なお、生活保護受給者などで償還が困難な場合は、猶予または免除の制度もあります。平成11年度には全国で12,000人以上の方が法律扶助の適用を受けています。

以上は民事事件のケースですが、当番弁護士制度の導入により、刑事事件の捜査段階での弁護士費用についての援助制度もあります。

詳しくは財団法人法律扶助協会のホームページをご覧ください。

<http://www.Jlaa.or.jp/>

財団法人法律扶助協会本部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL 03-3582-6941 FAX 03-3581-6943

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866
ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

司法書士とは

司法書士は、他人の嘱託を受けて、（1）登記又は供託に関する手続きについて代理する、（2）裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成する、（3）法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること業としています。

司法書士となるには、日本司法書士連合会の備える司法書士名簿に登録されなくてはなりません。

(1) 登記

登記の中には、不動産登記（不動産を売買したときやその所有者が亡くなったときの名義変更、担保設定等）、商標登記（株式会社、有限会社などの会社や各種法人の設立登記、増資、役員変更等）、船舶登記などがあります。

(2) 弁済供託

地主が借地の地代を受け取らない、支払いをしたいが相手が行方不明のときなど、そのままにしておくと不利益を被ることがあります。そうならないために供託手続きを行います。供託所に費用を納め、支払をしたのと同じ効果を発生させる制度です。供託についての相談や供託手続きの代理をします。

(3) 裁判所への提出書類

訴訟は、本人訴訟が原則ですので、必ずしも弁護士に依頼する必要はありません。その場合の書類作成ですが、「少額訴訟手続」は司法書士に依頼できます。

少額訴訟手続には、（1）金銭の支払いを求めるもので、その金額は30万円以下、（2）原則としてその日の内に判決が出る、（3）証拠はその場で調べられるものに限る、（4）被告に対しては、分割払いやしばらく支払を待ってもらえる判決もある、などの特徴があります。

家庭内のトラブルや遺産相続協議のもつれの解決などのために調停に際しての手続の依頼もできます。

日本司法書士連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館

TEL 03-3359-4171~4 (代表) FAX 03-3359-4175

ホームページ <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会館4階）

TEL 03-3359-0541 FAX 03-5363-5065

ホームページ <http://www.legal-support.or.jp/>

公証人とは

実務経験を有する法律実務家の中から、法務大臣が任命する公務員で、公証役場で勤務しています。

公証人は、（1）公正証書の作成や、（2）定款や私署証明（私文書）、（3）事実実験、（4）確定日付の付与などを行います。

（1）公正証書

公正証書には、遺言公正証書、金銭の貸借に関する契約公正証書、建物などの賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払いに関する公正証書などがあります。

公正証書は、公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書です。公文書ですから高い証明力があるうえ、債務者が金銭債務の支払を怠ると、裁判所の判決などを待たないで直ちに強制執行手続きに移ることができます。（金銭の貸借や養育費の支払いなど金銭の支払いを内容とする契約の場合、債務者が支払いをしないときには、裁判を起こして裁判所の判決等を得なければ強制執行をすることができませんが、公正証書を作成しておけば、すぐ執行手続きに入ることができます。）

※公正証書を利用する形の契約

① 定期建物賃貸借の契約書

借地借家法の一部が改正され、定期建物賃貸借制度が設けられました。（平成12年3月1日）。この制度は、期間の定めがある建物の賃貸借をする場合、公正証書等の書面によって契約をするときに限り、契約の更新がない旨を定めることができることとしたものです。この制度につきましては、法律の専門家が作成した公正証書を利用されるようおすすめします。

② 任意後見契約書

任意後見制度は、本人が後見事務の全部又は一部について任意後見人に代理権を付与する任意後見契約を事前に締結することにより、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下で任意後見人が契約に基づく事務を行うという制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることが必要です。

公証人に公正証書の作成を嘱託するときは、当事者の印鑑証明書と実印又は運転免許証やパスポートと認印その他の関係書類を持参して公証役場に出頭します。本人が出頭できないときは、委任状（実印を押捺し、印鑑証明を添付したもの）が必要になります。

公正証書作成の手数料等は、公証人手数料令により、法律行為の目的価格に従って、次のように定められています。

目的の価格	手 数 料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
3億円まで、5,000万円ごとに	13,000円加算
10億円まで、5,000万円ごとに	11,000円加算
10億円超は、5,000万円ごとに	8,000円加算

(目的価格の算定例)

- ・金銭消費貸借は、貸借金額。
- ・贈与は、贈与額。
- ・売買は、双務契約なので売買価格の2倍が目的価格。
- ・賃貸借も双務契約なので、賃料に賃貸借期間を掛けた額を2倍したものが目的価格。
- ・価格を算定することができないときは、500万円とみなして算定。
- ・印紙税法による印紙貼付が必要になる場合がある。
- ・遺言の場合は相続人、受遺人毎に価格を算定して合算。不動産は、固定資産評価額を基準に評価。
- ・相続、遺贈額合計が1億円に満たないときは、11,000円を加算。
- ・公証人が病院等に出張して公正証書を作成するときは、目的価額による手数料が5割増しになり、規定の日当、旅費（交通費）の負担が必要。

(2) 認 証

定款の認証

株式会社・有限会社を設立するときは、定款を作成し、それに公証人の認証を受けなければなりません。

定款は同じものを3通作成して公証役場に持参します。

株式会社は発起人、有限会社は社員（出資者）全員の印鑑証明が必要です。定款認証の手数料は5万円ですが、他に4万円の収入印紙を定款に貼らなくてはなりません。

定款については、会社の本店所在地の都道府県内の公証役場でないと認証できません。

定款の認証以外に、宣誓供述書、株主総会議事録、私文書の謄本の認証などを行います。

(3) 事実実験

公証人は、直接見聞・体験した事実をもとに、事実実験公正証書を作成することができます。これは裁判所の検証に似たものであり、権利の取得・変更・喪失に関する事実について行います。

手数料は、事実実験の時間と証書作成の時間をあわせ、1時間11,000円の時間制で、出張の際の旅費、日当が別になります。

(4) 確定日付の付与

法律行為には、先に契約した者が権利を得ることを原則とするものがあり、債権譲渡、権利質の設定などは、第三者に対抗するため、確定日付を明確に証明しておく必要があります。このような場合に確定日付が利用されます。

確定日付はあくまでも日付の確定で、文書の成立の申請などを証明するものではありません。

確定日付は、単に日付を証明するだけなので、文書の作成者が、出頭する必要はありませんし、委任状、印鑑証明書なども不要です。ただし、私文書でなければなりませんので、文書作成者の署名か記名押印がなければなりません。例えば、写真そのものに確定日付印を押すことはできませんので、写真を貼付した写真撮影の報告書の形をとる必要があります。

手数料は1通につき700円です。

日本公証人連合会

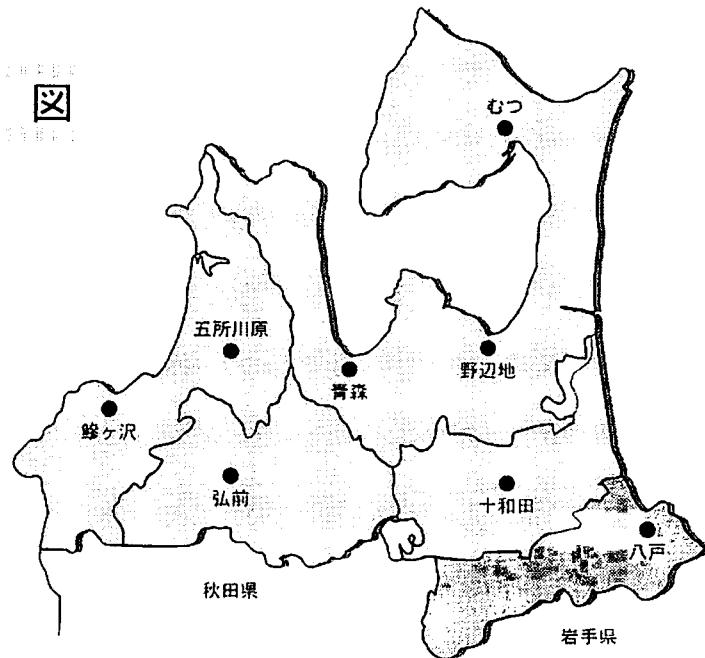
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル5階

TEL 03-3502-8050 FAX 03-3508-4071

ホームページ <http://www.koshonin.gr.jp/>

あなたの身近な裁判所

管轄図



具体的に申立てをする場合は、管轄の裁判所に申立てなければならないという法律上の制約はありますが、手続についての相談であれば、お近くの裁判所でも行っております。気軽にお越しください。

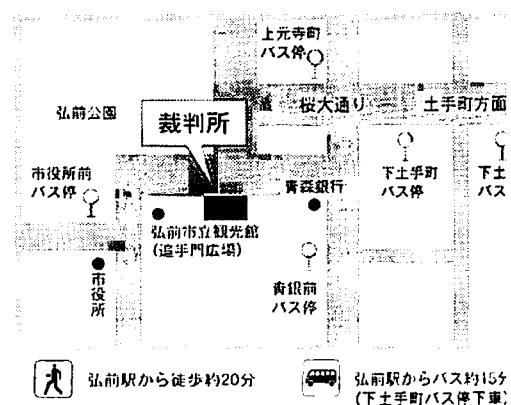
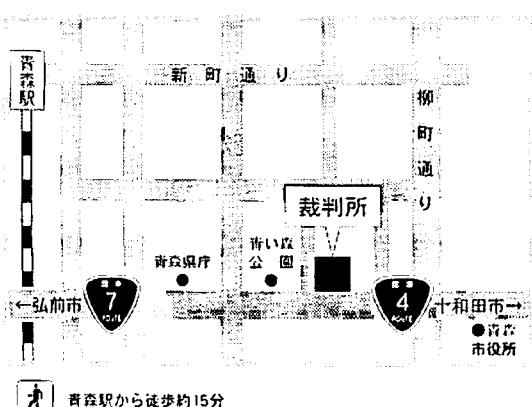
裁判所へのアクセス

青森地方裁判所
青森家庭裁判所
青森簡易裁判所

〒030-8522 (青森地方裁判所)
〒030-8523 (青森家庭裁判所)
〒030-8524 (青森簡易裁判所)
青森市長島1丁目3番26号
TEL 017-722-5351 (代表)

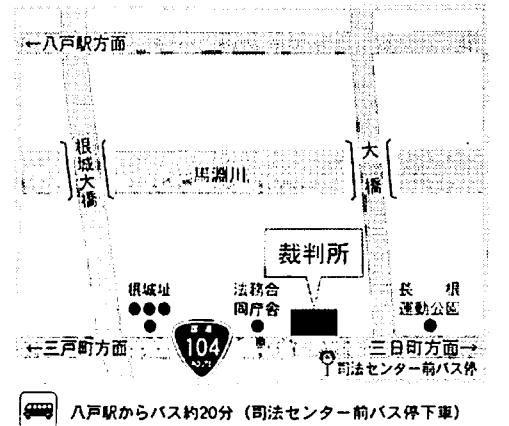
青森地方裁判所弘前支部
青森家庭裁判所弘前支部
弘前簡易裁判所

〒036-8356
弘前市大字下白銀町7
TEL 0172-32-4321 (4)



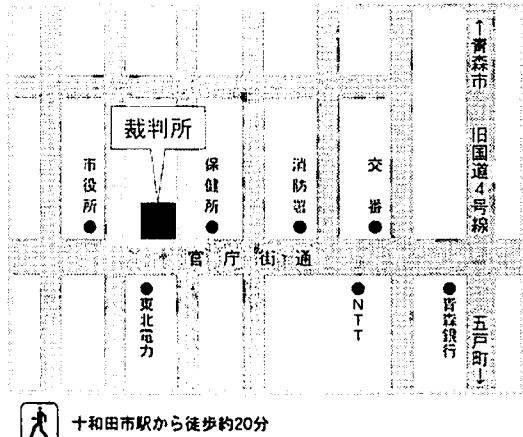
青森地方裁判所八戸支部
青森家庭裁判所八戸支部
八戸簡易裁判所

〒039-1166
八戸市根城9丁目13番6号
TEL 0178-22-3104(代表)



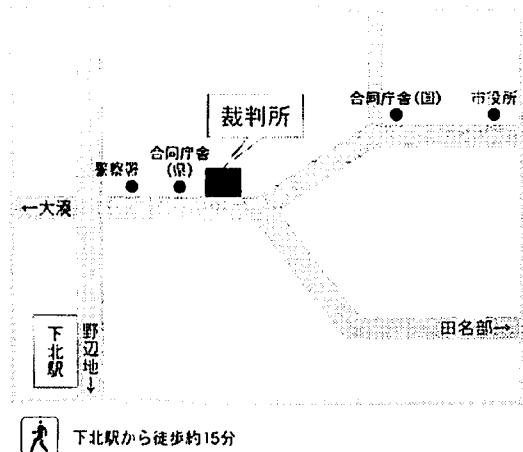
青森地方裁判所十和田支部
青森家庭裁判所十和田支部
十和田簡易裁判所

〒034-0082
十和田市西二番町14番8号
TEL 0176-23-2368 (代表)



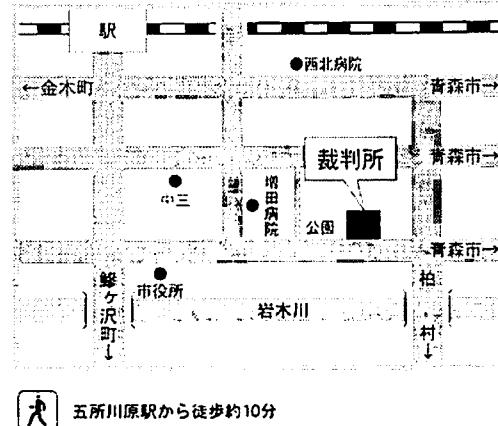
青森家庭裁判所むつ出張所
むつ簡易裁判所

〒035-0073
むつ市中央1丁目1-5
TEL 0175-22-2712



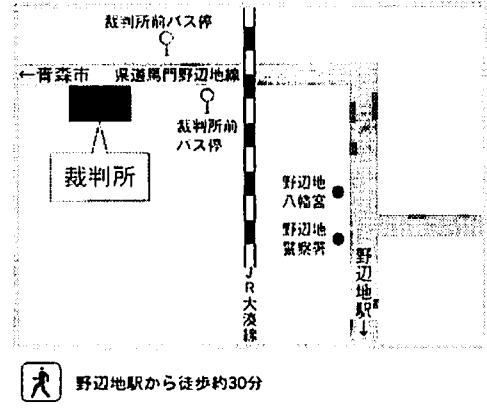
青森地方裁判所五所川原支部 青森家庭裁判所五所川原支部 五所川原簡易裁判所

〒037-0044
五所川原市字元町54
TEL 0173-34-2927 ()



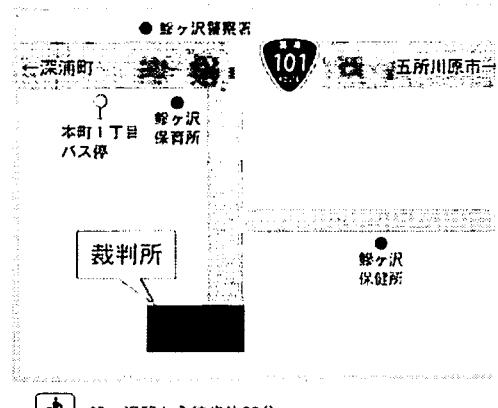
青森家庭裁判所野辺地出張所 野辺地簡易裁判所

〒039-3131
上北郡野辺地町字野辺地
TEL 0175-64-3279



鰺ヶ沢簡易裁判所

〒038-2754
西津軽郡鰯ヶ沢町大字
TEL 0173-72-2012



成年後見制度等 関係機関

☆成年後見制度に関する相談・受任等

名 称	所 在 地	TEL
		FAX
青森県弁護士会 高齢者・障害者支援センター	〒030-0861 青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル3階	017(777)7285
(社)成年後見センター リーガルサポート青森県支部 (青森県司法書士会)	〒030-0861 青森市長島3-5-16	017(776)8398 017(774)7156
(社)青森県社会福祉士会 (ぱあとなあ青森)	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階	017(723)2560 017(731)2007

☆任意後見制度・登記等

名 称	所 在 地	TEL
青森合同公証役場	〒030-0861 青森市長島1-3-17	017(776)3298
弘前公証役場	〒036-8217 弘前市新町176-3	0172(34)3084
八戸公証役場	〒031-0041 八戸市廿三日町28 アクサ八戸ビル201	0178(43)1213

☆消費契約問題等

名 称	所 在 地	TEL
青森県消費生活センター	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階	017(722)3343

☆法律相談

名 称	所 在 地	TEL
青森県弁護士会	〒030-8523 青森市長島1-3-26 青森地方裁判所内	017(777)7285
	無料相談：毎週水曜日 13:00～16:00 有料相談：毎週火・金曜日 13:00～15:30	
青森県弁護士会弘前控所	〒036-8356 弘前市下白銀町7 家庭裁判所弘前支部内	0172(33)7384
	無料相談：第1・2・4火曜日 13:00～16:00	
青森県弁護士会八戸控所	〒039-1166 八戸市根城9-13-6 家庭裁判所八戸支部内	0178(22)8823
	無料相談：毎週水曜日 13:00～16:00	

☆地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

名 称	所 在 地	TEL
青森県社会福祉協議会 権利擁護センター (あっぷるハート)	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階	017(721)1362

☆福祉サービスの苦情

名 称	所 在 地	TEL
青森県運営適正化委員会 (青森県社会福祉協議会)	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階	017(731)3039